

審査基準

令和4年2月21日作成

法令名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根拠条項：第22条
処分の概要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法令の定め： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第22条（運搬証明書の再交付）
審査基準：
標準処理期間：2日
申請先：警察本部生活安全部生活安全総務課保安行政係（058）271-2424
問い合わせ先：警察本部生活安全部生活安全総務課保安行政係（058）271-2424
備考：